

日銀業第305号

2024年6月21日

日銀ネット利用先  
当座預金取引先  
準備預り金取引先  
国債振替決済制度参加者  
国債振替決済制度間接参加者  
代理店引受金融機関本部 御中  
歳入代理店引受金融機関本部  
委託国庫送金依頼先金融機関本部  
国庫金当座振込事務取扱金融機関本部  
国債代理店引受金融機関本部  
国債元利金支払取扱店引受金融機関等本部

日本銀行

「日本銀行ホームページを利用した規則規定等の改正等情報の  
通知等に関する規則」の一部改正に関する件

今般、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年7月1日から実施することと  
しましたので、通知します。

これに伴い、2024年7月1日以降、「国債元利金課税事務取扱手続」については、日  
本銀行ホームページへの掲載ならびに同手続にかかる代理店、国債代理店および国債元利  
金支払取扱店への規程改正通知の発出を取りやめることとします。

以上

別紙

「日本銀行ホームページを利用した規則規定等の改正等情報の通知等に関する規則」中一部改正

- 別紙中（４７）を削り、（４８）から（１１９）までを一ずつ繰り上げる。